

## かんたんな労務知識



爽秋の候、皆様いかがお過ごしでしょうか？

周知の通り、この10月は最低賃金、厚生年金料率、パートへの社会保険加入拡大等、色々と変わることがありますが、今回は、新聞等でもニュースになっている今後の気になるテーマをご紹介します。

### ～ 36 協定における特別条項の取扱いについて～

「残業時間の上限制導入」、こんなニュースをご覧になりましたか？  
働き方改革や長時間労働是正等の観点から、「時間外・休日労働に関する協定書」(36 協定)の見直しについて検討が行われています。

現在は…、

特別条項を締結することにより、時間外労働時間数の上限(45H/1ヵ月、360H/1年)を超えて時間外労働を行わせることが出来るのですが、この特別条項には何時間までという上限が設けられていません!



特別条項の締結により、何時間でも時間外労働を行わせることの出来る実態を回避するために、特別条項についても上限を設けることが検討されています。

時間外労働時間数の上限が定められるとなると、各社、より厳しい対応を迫られることとなります。数年後には60時間以上の時間外労働への割増率UP(1.5割増)も控えていることから、今のうちから時間外・休日労働への平常化を心掛けていきたいものですね。



### ～ 配偶者控除の廃止について ～

「配偶者控除の廃止」、こんなニュースも目にするが増えましたね。  
現在、妻の所得が103万を超えなければ、夫の所得税から年間38万円、住民税で年間33万円が控除されています。



配偶者控除がなくなると…、どうなる？

【配偶者控除廃止に伴う影響額の試算】

夫の年収	200万円	400万円	600万円
所得税		1.9万円	3.8万円
住民税		3.3万円	3.3万円
負担額の合計		5.2万円	7.1万円

配偶者控除がなくなると税金の負担は増加します。しかし、103万を気にする必要がなくなることや、企業規模によってはパートへの社会保険の加入拡大等の影響から、アルバイト・パートの働き方は大きく変わります。企業では、家族手当についての変更が検討されていたり、政府においては夫婦控除等の新たな税制も導入が話し合われているため、今後の動向からは目が離せませんね。

上記内容でご不明な点は、ぜひ当方までお問い合わせ下さい。

詳細は、東海労務保険事務所まで

TEL (0564) 53-0656